

## 市発注工事への単品スライド条項の運用範囲の拡充について

熊本市

- 1 目的 市発注工事においては、平成20年7月1日に「単品スライド条項」の運用ルールを定め、全国的に価格高騰の著しい「鋼材類」と「燃料油」の2品目を対象に、運用を図ってきたところですが、地域や工事の内容によっては、これらの2品目以外にも、原材料費の高騰等に起因して、工事の請負代金額に影響を及ぼすほど価格が上昇している資材が見られ始めていることから、単品スライド条項の運用範囲を拡充することとしました。

- .....
- 2 運用拡充の適用開始日 平成20年9月10日(水)から適用
- 3 価格変動地域の捉え方 全国的なものでなくとも、地域的な価格上昇でも可能
- 4 対象となる品目 鋼材類、燃料油以外にも、工事の総価に大きな影響を及ぼすもの。
- 5 品目の指定 発注者、受注者間の個別協議に基づく。
- 6 変更額算定ルール 工事請負額に対して1%以上の影響を与える品目の合計増加額のうち、工事請負額の1%を超える額を発注者が負担

(参考)従前からの考え方との比較

事項	H20.7.1	今回(H20.9.10)
価格変動地域の捉え方	全国的な価格上昇に限定	全国的なものでなくとも、地域的な価格上昇でも可能
対象となる品目	鋼材類、燃料油	左記以外にも、工事の総価に大きな影響を及ぼすもの
品目の指定	市で指定	発注者、受注者間の個別協議に基づく
変動額算定ルール	工事請負額に対して1%以上の影響を与える品目の合計増加額のうち、工事請負額の1%を超える額を発注者が負担	(同左)

問い合わせ先  
 契約検査室 工事契約班  
 TEL 328-2442